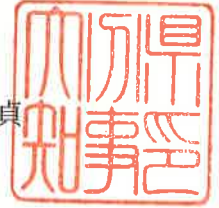


環 保 第 3 1 0 号
令 和 3 年 4 月 1 2 日

経済産業大臣 梶 山 弘 志 殿

大分県知事 広 瀬 勝 貞



(仮称) 大分南風力発電事業に係る環境影響評価方法書に対する
環境保全の見地からの意見について

令和2年10月26日付けでジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社から送付のあった環境影響評価方法書に係る環境影響評価法(平成9年法律第81号)第10条第1項の規定による意見について、電気事業法(昭和39年法律第170号)第46条の7第1項の規定により、下記のとおり意見を述べます。

記

1 総括的事項

本事業は、佐伯市及び臼杵市の行政界に位置する楯ヶ城山付近から椿山へと連なる山地の尾根部に風力発電機を設置する計画である。

対象事業実施区域は、本県を代表する一級河川である大野川水系及び番匠川水系の源流域となる自然豊かな地域に設定されており、その大半が水源のかん養、土砂の流出防備などの公益的機能を有することから保安林に指定されている。

また、対象事業実施区域及びその周辺において希少猛禽類であるクマタカの生息が確認されているだけでなく、サシバ等の渡りのルートにもなっている。

さらに、一般国道10号及び主要地方道35号の沿線に点在する集落では、清らかな水を利用した農業が行われており、美しい田園風景をなしている。

特に、佐伯市本匠地域は九州屈指の清流番匠川の源流があり、ゲンジボタルの群生地として知られ、豊かな自然環境を活用した水遊び、キャンプ等のレジャーなど、地域の資源を活かした観光が盛んな地域である。

このようなことから、周辺住民や団体から、風力発電機の存在による景観への影響や施設の稼働による鳥類等へ影響を懸念する声があがっている。

そのため、地域住民及び関係市と積極的にコミュニケーションをとり、それぞれが抱く不安や懸念等に対して誠実に対応することで、事業の実施に対する理解を得るとともに、地域と共生した形で事業を実施することが重要であるとの認識に立ち、事業計画の更なる検討を行うこと。

また、2の個別的事項の内容を十分に踏まえ、必要に応じて専門家等の助言を得るなどしながら、各環境要素に係る環境影響について適切に調査を行い、最新の科学的知見に基づいて予測及び評価を実施するとともに、事業計画を決定する過程における環境の保全の配慮に係わる検討の経緯及びその内容について、準備書に記載すること。

なお、評価の結果、重大な環境影響を回避又は極力低減できない場合は、対象事業実施区域の見直し、風力発電機の配置等の再検討及び基数削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

2 個別的事項

(1) 騒音、低周波音（超低周波音を含む。）、振動及び風車の影

ア 施設の稼働に係る騒音、低周波音（超低周波音を含む。）、振動及び風車の影の調査、予測及び評価にあたっては、風力発電機の諸元、風向・風速などの気象条件や地形、民家等の配置などの地域特性を考慮し、影響が最大になると考えられる条件で行うこと。

また、その結果を踏まえ、風力発電機を民家等から離隔すること等により、騒音等による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

イ 騒音及び低周波音（超低周波音を含む。）については、住民等が特に影響を懸念している項目であり、聞こえ方等に個人差があることから、施設の稼働による影響を把握するため、継続的な環境監視を検討すること。

(2) 水質（水環境）

ア 対象事業実施区域及びその周辺は、水源のかん養、土砂の流出防備などの公益目的を達成するために指定された保安林であり、表流水や地下水等は水道水源として利用されているだけでなく、河川において内水面漁業が営まれているほか、農業用水としても利用されており、事業の実施による水利用への影響が懸念される。

そのため、風力発電機及び工事用道路等の位置の検討にあたっては、土地の改変面積を最小化のうえ、各河川の集水域の改変を極力回避するとともに、沈砂池等による河川への濁水の直接流入の防止及び適切な地下浸透措置を検討すること。

特に、対象事業実施区域に近接する佐伯市白谷及び小半の水源は表流水、臼杵市野津町白岩戸屋平の水源は湧水を利用していることから、これらの水源についても事業の実施による影響を調査、予測及び評価すること。

イ 工事中及び完了後の未舗装の工事用道路の路面や風力発電機のヤード、残土処分場等の沈砂池などから流出する濁水により、河川の生態系に影響を及ぼすおそれがあることから、これらの影響の予測及び評価を準備書に記載するとともに、工事中及び完了後の継続的な環境監視の実施を検討すること。

(3) 地形及び地質

詳細な等高線図や傾斜量図等は、風力発電機や工事用道路などの改変区域の評価だけでなく、改変に伴う水質や災害面での影響を評価するうえで非常に重要なものであるため、準備書の作成にあたっては、可能な限りこれらの図面を添付するよう努めること。

(4) 動物、植物及び生態系

ア 対象事業実施区域及びその周辺には「環境省レッドリスト 2020」及び「レッドデータブックおおいた(2011)」並びに「大分県希少野生動植物の保護に関する条例」に基づく指定希少野生動植物が多く生息、生育している。

そのため、専門家の意見を十分に聴取のうえ、調査、予測及び評価を実施し、必要に応じて環境保全措置を検討すること。

なお、調査にあたっては、調査対象種の生態等を考慮したうえで、適切な調査地点、時期及び期間を設定して実施すること。

イ 配慮書及び方法書に係る地域住民等からの意見等では、対象事業実施区域及びその周辺においてクマタカが多く観察され、複数ペアの繁殖行動が把握されている。また、風力発電機の設置予定箇所の稜線を飛翔することも観察されているため、繁殖への影響、生息地の放棄、バードストライクの発生が強く懸念される。

さらに、対象事業実施区域の北東に位置する彦岳付近は、サシバ等の渡りのルートとなっていることから、これら鳥類の渡りや移動経路への影響も懸念されている。

そのため、希少猛禽類の生息状況調査は、環境省が定めた「猛禽類保護の進め方(改訂版)」に基づき、繁殖に成功した1期を含む2営巣期を基本とし、1期目の繁殖期の終了時点での調査結果について専門家に意見を求め、2期目の繁殖期調査への助言を得ること。

また、調査地点、時期及び期間を設定した根拠となる資料(調査地点の視野範囲、調査結果を基に検討した経緯、専門家等の意見聴取結果等)を可能な限り準備書に記載するよう努めること。

ウ 対象事業実施区域の周辺において、「大分県希少野生動植物」に指定されているハブタエムシオイ及びオオイタシロギセルの生息が確認されていることから、事業の実施による陸・淡水産貝類への影響について、調査、予測及び評価を行うこと。

エ 動物相の調査にあたっては、土地改変や樹木の伐採の可能性のある場所の動物相の現状を十分把握できるよう、センサーカメラの設置や調査ルートを設定するとともに、調査の対象動物にシカ及びイノシシを含め、対象事業実施区域内に生息するこれらの個体群の行動域についても情報収集に努めること。

オ 工事用道路の新設に伴う尾根部の伐開による林縁部の光や風、湿度などの環境変化により、林縁部の植生の後退などの影響が懸念されるため、先行事例における状況の変化などを参考に、事業の実施による影響を予測及び評価するよう努めること。

カ 事前踏査において、既存植生図における対象事業実施区域内のオンツツジーアカマツ群集（自然林）の一部については、シイ・カシ二次林へ移行したと推定されるものがあるとのことであったので、現存植生図の作成にあたっては、既存植生図の修正部分を明示するとともに、改変区域の明示や、凡例に植生区分と植生自然度を併記するなど、わかりやすい図面の作成に努めること。

(5) 景観

ア 本事業は、楯ヶ城山付近から椿山へと連なる山地の尾根部に風力発電機を設置する計画であるため、代表的な眺望点である佩楯山や尺間山などから眺める雄大な自然景観への影響が懸念される。

また、関係市から、方法書における景観の調査地点について、市との事前協議がなされないまま設定されているとの意見が寄せられている。

そのため、改めて関係市及び周辺住民等のヒアリングを行い、その結果に基づき、必要に応じて調査地点を追加のうえ、調査、予測及び評価を行うこと。

また、風力発電機の位置等の検討にあたっては、関係市の景観計画等の景観形成方針や基準等を十分に踏まえたうえで、周囲の景観と不調和にならないよう配慮すること。

イ フォトモンタージュの作成にあたっては、眺望対象となる主要な季節を考慮するとともに、風力発電機と背景とのコントラストが強く出る晴天時の写真を用いて作成するなど、眺望点毎にその特性を反映したものとすること。

ウ 可視領域を示す地図については、景観への影響だけでなく、騒音や風車の影による影響を評価するうえでも有用であることから、可能な限り詳細な地図を用いたうえで、住宅等や道路、調査地点等の情報を記載すること。

(6) 人と自然との触れ合いの活動の場

対象事業実施区域の北東に位置する椿山は、大分百山に選定されており、対象事業実施区域内の楯ヶ城山及び冠岳を含めた一帯は、登山や山岳信仰などの人と自然との触れ合いの活動の場としての利用がなされている。

そのため、対象事業実施区域及びその周辺の登山道等の位置や眺望方向等の調査や、風俗慣習に関する文献調査及び周辺住民等へのヒアリングを実施のうえ、これらへの影響についても、予測及び評価するよう努めること。

(7) 廃棄物等

工事の実施に伴う廃棄物及び残土の発生を抑制するため、土地の改変面積を最小化するとともに、伐採した樹木等について、資源として有効に再利用するための具体的な方法を準備書に記載すること。

なお、残土が発生する場合は、保安林外で処理するとともに、残土のたい積による水質の汚濁及び災害の発生等の影響が生じないように、残土の処分場所の位置や降雨時の土砂流出対策等を準備書に記載すること。

(8) 文化財

対象事業実施区域には、戦国時代末の豊薩合戦の舞台と推定される周知の埋蔵文化財包蔵地である楯ヶ城跡、冠岳城跡、星降城跡が存在する。

これらの詳細な調査は未実施であるが、地下遺構や埋蔵物が存在する可能性があるため、風力発電機等の位置等の検討にあたっては、可能な限り早期に関係市の教育委員会と協議するとともに、必要に応じて事前の確認調査等に協力すること。

(9) その他

ア 対象事業実施区域及びその周辺には、砂防指定地や土砂災害警戒区域等が多数存在することから、事業の実施による山林の伐開や土地の改変等により、土石流等の災害の発生を懸念する意見がある。

そのため、災害の防止の観点についても、可能な限り準備書に記載するよう努めること。

イ 準備書の作成にあたっては、各環境要素に応じた適切な縮尺の地図を用いること。

また、図表や平易な表現を用いることなどにより、できる限りわかりやすい内容となるよう配慮すること。

ウ 風力発電機の配置によっては、防災行政無線やデジタル放送などの電波の受信障害が発生するおそれがあるため、総務省九州総合通信局に確認するなど、事業の実施による影響が生じないように努めること。